

札幌市社会福祉充実計画作成に係る地域公益事業の協議に関する要綱

令和元年10月8日 保健福祉局長決裁

(最終改正 令和3年2月24日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）が地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たって実施する、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴くための協議（以下「協議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域公益事業に関する協議)

第2条 協議は、地域公益事業を実施しようとする法人からの要請等に基づき、札幌市社会福祉審議会条例（平成12年条例第2号）第6条の規定に基づき設置される札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会（以下「分科会」という。）において行うものとする。

2 協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地域の福祉課題に関すること。
- (2) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- (3) 法人が実施を予定している地域公益事業に関すること。
- (4) 関係機関との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、分科会長が必要と認めたこと。

3 分科会長は、協議に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(手続)

第3条 前条の規定に基づき、分科会における協議を要請しようとする法人は、地域公益事業実施に係る協議依頼書（様式1）を分科会長に提出するものとする。

2 分科会長は、協議終了後、当該法人に対し、地域公益事業について協議したことを証する書類（様式2）を交付するものとする。

(庶務)

第4条 協議の庶務は、保健福祉局監査指導室において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議の実施に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月8日から施行する。

この要綱は、令和3年2月24日から施行する。

様式 1

年 月 日

地域公益事業実施に係る協議依頼書

札幌市社会福祉審議会
地域福祉活動専門分科会長 様

社会福祉法人
理事長

社会福祉法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する地域公益事業を下記のとおり行いたいので、協議を依頼します。

記

事業名	
事業区域	
事業の概要	
事業費	
本計画の対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日

(添付資料)

- 1 社会福祉充実計画案
- 2 その他参考資料

様式 2

年 月 日

地域公益事業について協議したことを証する書類

社会福祉法人
理事長 様

札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会長

貴法人が社会福祉法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する地域公益事業を行うに当たり、同条第 6 項の規定により当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴取し、協議したことを証します。

記

事業名	
協議年月日	年 月 日
意見・ 協議結果等	